

課題No.16 大分類Bにおける高度の専門的水準

1 課題

日本標準職業分類では、高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び専門的性質の仕事に従事する者を大分類B「専門的・技術的職業従事者」に分類している。

新たな職業を検討するにあたって、大分類Bに分類される「高度の専門的水準」について、どのような観点で判断しているのか、国際比較の観点も踏まえ、整理すべく検討してはどうか。

2 国際標準職業分類における取扱い

(1) 専門職の定義について

日本標準職業分類の大分類B専門的職業従事者で設定されている説明文は次のとおり

大分類B専門的職業従事者

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

また、国際標準職業分類 2008 年版 (ISCO-08) における「2 専門職」及び「3 技術者、準専門職」の説明文は以下のとおり

2 専門職

専門職には、既存の知識の蓄積を増やすもの、科学的・芸術的な概念及び理論を応用するもの、上記のことについて体系的な教育を行うもの、並びにこれら三つを組み合わせた活動に従事するものが分類される。この大分類の大部分の職業は、その職務を十分に果たす上で I S C O 技能水準の第 4 レベルの技能を必要とする。

Task には次のものが含まれる。

分析及び研究、概念・理論及びその運用方法の開発、物理学（数学・工学・応用科学を含む）・生命科学（保健医療サービスを含む）・社会科学あるいは人文科学などの既存の知識に関する助言あるいはその応用、様々な教育レベルにおける単一または複数の学問分野の理論と実務の指導、心身障害者の訓練・教育、経営・法律・社会福祉に関わる様々なサービスの提供、芸術作品の創造・上演、精神面の指導、科学論文や報告書の作成等。他の従事者の監督が職務に含まれる場合もある

3 技術者、準専門職

主として科学や芸術に関する概念や実施方法の研究あるいは研究成果の適用について、技術及び技術に関係する職務及び政府あるいは事業の規制に係る技術及び技術に関する職務を行うものが分類される。この大分類に属する大部分の職業における主な職務の遂行には、ISCOスキルレベル3の技能が必要である。

技術者、準専門職のtaskとしては次のものが挙げられる。

工学及び技術を含む物理科学、医学を含む生命科学、社会科学及び人文科学の分野において、研究や概念及び実施方法の適用に関する技術的業務の実施、政府の法律、規定の管理を含む、通商、金融、行政及び社会事業に関連する様々な技術サービス、芸術や娯楽における技術サービスの提供、スポーツ活動への参加、若干の宗教的職務。他の従事者の監督もその職務に含まれる。

(2) 国際標準職業分類 2008 年版 (ISCO-08) との比較

ISCO-08 と比較すると、日本標準職業分類の大分類Bに設定されている分類項目は、「2 専門職」又は「3 技術者、準専門職」に対応していることを確認できた。

一方で、小分類 249「他に分類されない専門的職業従事者」等に設定されている内容例示の中には、日本独自の項目が設定されているが、現在大分類B専門的職業従事者に分類される項目を判断する、「高度の専門的水準」の目安が設定されていない。

3 見直しの方針案 (事務局案)

大分類B専門的職業従事者に設定する職業を検討するために、大分類Bに属する職業を分析し、判断する目安を整理する。